

大阪市告示第1507号

次の施設について、大阪市立プール条例（昭和49年大阪市条例第41号）第3条第2項の規定に基づき、次のとおり臨時開館及び供用時間の変更について承認したので、同条第3項の規定に基づき告示する。

令和7年10月31日

大阪市長 横山英幸

1 臨時開館

施設名	年 月 日	供用時間
大阪市立 浪速屋内プール 水泳場	令和7年11月10日（月）	午後4時40分から 午後8時まで
	令和7年11月17日（月）	
大阪市立 浪速屋内プール アイススケート場	令和7年11月4日（火）	午前6時15分から 翌日午前0時15分 まで
	令和7年11月10日（月）	
	令和7年11月17日（月）	
	令和7年11月25日（火）	

2 供用時間の変更

施設名	年 月 日	供用時間
大阪市立 浪速屋内プール 水泳場	令和7年11月1日（土）から 同月2日（日）まで	午前8時30分から 午後9時まで
	令和7年11月8日（土）から 同月9日（日）まで	
	令和7年11月15日（土）から 同月16日（日）まで	
	令和7年11月22日（土）から 同月23日（日）まで	

	令和 7 年11月29日（土）から 同月30日（日）まで	
大阪市立 浪速屋内プール アイススケート場	令和 7 年11月 1 日（土）から 同月 2 日（日）まで	午前 6 時15分から 翌日午前 0 時15分 まで
	令和 7 年11月 3 日（月）	午前 6 時30分から 翌日午前 2 時まで
	令和 7 年11月 5 日（水）	午前 6 時15分から 翌日午前 0 時15分 まで
	令和 7 年11月 6 日（木）から 同月 7 日（金）まで	午前 6 時15分から 翌日午前 2 時まで
	令和 7 年11月 8 日（土）から 同月 9 日（日）まで	午前 6 時15分から 翌日午前 0 時15分 まで
	令和 7 年11月11日（火）から 同月12日（水）まで	
	令和 7 年11月13日（木）から 同月14日（金）まで	午前 6 時15分から 翌日午前 2 時まで
	令和 7 年11月15日（土）から 同月16日（日）まで	午前 6 時15分から 翌日午前 0 時15分 まで
	令和 7 年11月18日（火）から 同月19日（水）まで	
	令和 7 年10月20日（木）から 同月21日（金）まで	午前 6 時15分から 翌日午前 2 時まで

令和 7 年11月22日（土）から 同月23日（日）まで	午前 6 時15分から 翌日午前 0 時15分 まで
令和 7 年11月24日（月）	午前 6 時30分から 翌日午前 0 時15分 まで
令和 7 年11月26日（水）から 同月28日（金）まで	午前 6 時15分から 翌日午前 0 時15分 まで
令和 7 年11月29日（土）から 同月30日（日）まで	午前 6 時30分から 翌日午前 0 時15分 まで

（経済戦略局スポーツ部スポーツ課）